

2014年(平成26年)2月21日

「放送人権委員会決定後の取り組みについて」に対する意見

放送と人権等権利に関する委員会

委員会は、「大阪市長選関連報道への申立て」に関する委員会決定第51号(以下「本決定」といいます)について、当該局(朝日放送)から2013年12月24日付「放送人権委員会決定後の取り組みについて」との報告(以下「本報告」といいます)を受けましたので、2014年1月21日開催の第205回委員会と2月18日開催の第206回委員会でその内容を審議し、次のとおり意見を述べます。

本報告に記載の「広報コメント」は、本件放送の端緒となった内部告発が「選挙の公正に関わる内容」であって、「民主主義の根幹に関わること」と述べることから始まり、「表現方法など行き過ぎた面があったことについては、決定内容を真摯に受け止め」る旨を述べるにとどまるものとなっています。

上記内容の「広報コメント」は、一般的、常套的な用語を用いて本件放送の正当性をなお主張するものとも読み取れます。このため、委員の中には、当該局の本決定の内容と重大性を真摯に受け止める姿勢に疑念を抱くとの意見もありました。

委員会は、本決定8ページの「(1)公共性、公益性」等に記載のとおり、本件放送が報じた「大阪市長選挙に対する申立人の関与について」という題材自体の一般的な公共性・公益性を否定するものではありません。それゆえ、本決定において「仮に申立人が特定候補の支援を強要したとすれば、これについて報じることは、まさしく公共の利害に関する事実についての報道である」、表現方法において問題があるが「『専ら公益を図る目的』ではなかったとするものでない」旨表記しました。もっとも、当該局が本件放送にあたって申立人への裏付け取材をせず、また、放送において不適切な表現方法を用いたことは、それぞれ名誉毀損を肯定する要素となります。選挙に関する題材であれば、公共性・公益性があることはほぼ自明であって、本件放送で問われているのは取材や表現方法のあり方です。

本決定は11ページ「5. 放送倫理上の問題」に記載したとおり、本件放送について、申立人に対する取材のあり方、断定的報道、内部告発者の「やぐざ」という発言、続報のありかた、以上4点の問題点を指摘し、もって放

送倫理上重大な問題があると判断したものです。「広報コメント」は、4点の指摘に触れないまま、「表現方法など行き過ぎた面があった」と述べており、委員の中には、あたかも放送上の表現の問題にすぎなかったかのような理解にとどまっているのではないかと、疑問を呈する意見もありました。

この点、本報告にも記載されている当該局のスタッフと委員会委員との意見交換等により、本決定の主旨は正しく伝わったものと思いますが、なお一層、当該局のスタッフが本決定の主旨を正しく理解するよう望みます。

本決定の「結論」にも記載したとおり、報道機関はいかに公共性の高い題材を扱う場合であっても、報道することの重要性だけをもって、裏付け取材の必要性その他の放送倫理上の要請を軽視してよいことにはなりません。

よって、委員会は、当該局に対し改めて本決定の主旨と「勧告」の重みを受け止め、スクープ報道における表現のみでなく、取材のあり方そのものについても再度検討し、再発防止に努めるよう要望します。

以上